

けんしんビジネスバンキングを利用した不正払戻しによる 被害補償について

当組合では、けんしんビジネスバンキングを利用した預金等の不正な払戻しからお客さまの大切なご預金等をお守りするため、様々なセキュリティ対策を実施しております。

万一、被害に遭われた場合には、下記の補償にかかる条件等に基づき当組合が補償させていただきます。ただし、被害額の全部または一部について補償できない場合がございますので、必ず下記の補償にかかる条件等をご確認いただきますようお願いいたします。

1. 補償対象となるお客さま

けんしんビジネスバンキングをご契約いただいているお客さま

2. 補償開始日

平成29年4月3日（月）

3. 補償の限度額

被害額を限度に1口座あたり年間1,000万円まで補償いたします

4. 補償の前提となる条件

- ①不正払戻しの被害の発生後30日以内に当組合に対し通知いただいていること
- ②当組合の調査に対し、お客さまから十分な説明をいただいていること
- ③速やかに警察に被害を届けて、その捜査に協力されていること

5. 補償の対象とならない場合または補償額が減額される場合（主なもの）

- ①お客さまの会社関係者、従業員、ご家族などによる不正な取引である場合
- ②正当な理由なくID・パスワードなどを他人に教えた場合
- ③端末が盗難にあった場合において、ID・パスワードなどを端末に保存していた場合
- ④当組合が注意喚起しているにもかかわらず、フィッシング画面に不用意にID・パスワードを入力した場合
- ⑤「お客さまに実施していただくセキュリティ対策」を実施されていない場合

6. 不正払戻しの被害に遭われた場合の連絡先

受付日時	連絡先
当組合営業日9時～17時	当組合お取引店
上記以外	しんくみATMセンター（047-498-0151）

上記に連絡いただくとともに、警察へも連絡していただきますようお願いいたします。

お客さまに実施していただくセキュリティ対策

No	実施をお願いする対策
1	基本ソフト（OS：Windows等）やウェブブラウザ（Microsoft Edge等）等は常に最新の状態に更新してください。
2	メーカー等のサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等の利用は控えください。
3	セキュリティ対策ソフトを導入するとともに、常に最新の状態に更新してください。
4	当組合より提供している不正送金対策ソフト（PhishWallプレミアム）をインストールして利用してください。
5	利用者権限を有する者以外が端末を操作することがないように安全管理を十分にしてください。
6	端末を第三者に貸与・譲渡または担保差し入れをしないでください。
7	ID・パスワード・暗証番号を厳格に管理し、定期的に変更してください。
8	ログイン時は電子証明書を使用してください。 資金移動のお取引時にはワンタイムパスワードを使用してください。
9	当組合が指定した正規の手順以外で電子証明書またはワンタイムパスワードを使用しないでください。
10	お客さまの電子メールアドレスあてに送信した取引時の通知メールは直ちに内容を確認してください。
11	電子メールアドレスが変更となった場合は変更登録をしてください。
12	端末の改造（システムファイルの改造やいわゆるルート化）等を行わないでください。
13	当組合が推奨するセキュリティ対策を実施してください。（推奨するセキュリティ対策は当組合ホームページにて適宜確認してください。）